

国に対する 重点提案・要望事項

令和7年10月20日

長野県町村会

目 次

1	災害に備えた公共事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地方創生の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	デジタル化施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	医師の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	介護保険制度の円滑な実施・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	地域経済活性化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	産業振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	道路の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	河川・砂防施設の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・	12

1 災害に備えた公共事業の推進

＜提案・要望内容＞

- 1 頻発化・激甚化する自然災害に備え、山林や河川等の地域の実態に応じて、治山・治水・砂防事業等を一体的かつ効果的に推進するとともに、防災・減災の観点から、緊急輸送路や高速道路網、橋梁、上下水道、利水施設等の整備を促進すること。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づき、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

- 2 「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

- 3 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、事業期間の延長を図るとともに、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

＜現況・課題＞

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害が発生しやすい国土であります。近年は大規模な自然災害が頻発・激甚化しており、その被害を最小限に食い止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務です。

今後、起こりうる災害に備えた法整備や対策の整備とあわせ、自治体が、防災・減災の公共事業に柔軟かつ確実に取り組めるような更なる財政支援が必要です。

また、国土強靱化基本計画に位置付けられた防災・減災、及び第1次国土強靱化実施中期計画については、頻発・激甚化する災害に対応するため、十分な財源確保が必要です。

2 地方創生の更なる推進

<提案・要望内容>

1 人口減少対策の推進

- (1) 「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取組みを検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

このため、若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。

- (2) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業支援や地域の伝統産業の事業承継の支援などを拡充すること。

- (3) 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備を目的とした地域少子化対策重点推進交付金の拡充や、町村が地域の実情に応じて実施する取組みに対する更なる財政支援等の充実を図ること。

学校給食費の無償化を実施するに当たっては、小学校・中学校の同時実施を前提とした具体的方策を早期に示すとともに、費用負担については全額国費で措置すること。

2 効率的かつ効果的な行政サービスの提供に向けた取組み

- (1) 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域において、連携協約を締結して定住の受け皿づくりに取り組む町村に対する財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 人口減少社会において、行政サービスを持続的かつ効率的に提供していくためには、自治体間の連携をより一層推進することが有効であることから、専門人材の確保や事務の共同実施などの方策について、強力に推進すること。

＜現況・課題＞

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯人数の減少や地域社会の活力の低下、生産年齢人口や労働力人口の減少等から、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障に対する現役世代の負担の増大が懸念されています。

人口減少を克服するためには、大都市圏の一極集中を是正し、地方への人口還流を促進するなど、国が主導する政策展開と、地方の受け入れ体制の充実が必要不可欠であるとともに、少子化対策を着実に推進し、結婚、妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援施策の充実をはじめ、雇用の安定など、地方の取組みに対する財政支援を充実させることが必要です。

国は令和5年12月に「こども未来戦略」を決定、令和6年度からの3年間に実施することも・子育て応援の強化策を盛り込んだ「こども・子育て支援加速化プラン」を実施しています。

県においても、令和6年12月に「信州未来共創戦略」を策定し、若者や女性が活躍できる社会づくり等に向けて、県、市町村、産業界などが一丸となって全県的に取組みを進めています。

市町村の行政体制は、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置など様々な選択肢の中から、市町村が最も適した仕組みを自ら選択することが原則ですが、人口減少社会において行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、業務の効率化に加え、定住自立圏や連携中枢都市圏といった広域連携、自治体間の連携・協働による専門人材の確保や事務の共同実施などの取組みを、より一層推進する必要があります。

3 デジタル化施策の推進

＜提案・要望内容＞

- 1 地方公共団体の情報システム標準化については、各町村におけるシステム整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、町村の意見を丁寧に聴き、状況に応じたきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、特に経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行、効率的な運用に向けた支援を強化すること。
- 2 標準準拠システムへの移行費用について、デジタル基盤改革支援補助金では、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達しない町村があることや、補助対象外とされている経費が多いことから、移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行にかかる全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加する見込みである。普通交付税措置では必要な費用を確実に措置することができないことから、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

＜現況・課題＞

国は、令和8年3月までに基幹業務システムの標準化を進めるとしてありますが、多くの町村では移行費用、運用費用ともに想定を超えて大幅に増加する見込みであり、将来にわたり町村の財政運営に影響を及ぼすことは明白であるため、国が一段と踏み込んだ支援策を講じる必要があります。

マイナンバーカードの普及促進に沿って利活用の機会を増やし、住民にとって利便性の向上が実感できる仕組みを構築していくとともに、情報化に向けた通信基盤の整備を推進していくなど、全体的に均衡あるDXの推進を図っていく必要があります。

4 医師の確保

＜提案・要望内容＞

- 1 地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付け、地方の病院勤務で若手医師のスキルアップが担保される仕組みなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する体制を早急に確立すること。

また、医師と地域をマッチングするための相談窓口の充実や地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

- 2 産婦人科医、小児科医、麻酔科医の不足は、地方にいくほど深刻度が増すため、どこに住んでいても、安心して出産できる環境が保障されるよう、地方の産婦人科医、小児科医、麻酔科医を確保する仕組みを大学医局と構築すること。

＜現況・課題＞

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、町村等の地域の拠点病院・診療所等において医師が不足しています。このため、長野県内のみでは医師を賄うことができず、地域医療を維持するために、東京・名古屋方面と連携を図って医師の確保に取り組んでいる状況です。

特に産婦人科については、分娩の取扱いが休止となる医療機関が続出するなど、地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっており、国において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要です。

さらに、地域で安心して出産ができるためには、産婦人科医だけでなく麻酔科医、小児科医も確保していく必要があります。

5 介護保険制度の円滑な実施

＜提案・要望内容＞

- 1 高齢化による被保険者の増加に伴い、サービス利用者が大きく増加する中、介護保険制度を安定的に運営するため、国庫負担金割合の引上げや、普通調整交付金の計算方法を見直す等、財政基盤の強化を図ること。
また、介護報酬の改定にあたっては、地域の実情も勘案し町村の意見も踏まえて保険料に及ぼす影響に留意するとともに、物価高騰、賃金上昇に適切に対応し、給付と負担の均衡に配慮すること。
- 2 介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、国は責任をもって財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- 3 介護サービスを支える介護人材の確保のため、介護人材の広域的確保等を行うとともに、介護サービス基盤の整備や、外国人介護人材を含めた介護従事者の養成、処遇改善を行い、離職防止に取り組むこと。

＜現況・課題＞

介護保険制度は、高齢化の進展や制度の定着化とともに利用者が増加し、要介護者の増加による給付費の増大、介護を担う人材不足や保険料負担の増大などの課題に直面しています。

令和4年現在の県内の介護職員数は3.8万人で、国の推計によると、2040年には4.8万人の需要が想定され、人材不足の深刻化が見込まれています。既に人手不足により、介護施設の稼働率を100%にできない地域も顕在化しており、外国人介護人材を含めた介護人材の養成体制確立に国を挙げて取り組み、人材確保を図る必要があります。

超高齢社会を迎える中、介護離職者ゼロによる一億総活躍社会の実現に向け、同制度が持続して運営でき、利用者へ適切なサービスが提供できるよう更なる充実を図るとともに、地域間の介護サービスの格差が生じないように、国において所要の措置を講じる必要があります。

6 地域経済活性化対策の推進

<提案・要望内容>

1 地域経済活性化対策の推進

- (1) 国内外の経済環境のめまぐるしい情勢変化や世界情勢の緊迫化に伴う原油や物価の高騰、後継者対策、物流問題等によって、地域経済は一層疲弊し深刻な状況が続いていることから、実情に応じた支援策を展開し、地域経済の回復まで切れ目のない対策を講じること。
- (2) 原油価格・物価の高騰により経営が悪化している地域商工業者に対し、金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

2 産業人材の確保

- (1) 地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。
- (2) 地方で就労し自立した生活を送りたい方と、人材を求める地方との連携や、就業面を中心とした相談支援等を行う取組みを推進すること。
また、地域でスキルアップや起業を目指す方を対象とした支援を強化すること。
- (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に盛り込まれた施策を推進し、共生社会の実現を図ること。

また、技能実習の新制度として創設される「育成就労制度」の制度設計に当たっては、地域が必要とする分野において外国人材が活用できるよう検討するとともに、外国人労働者の適切な労働条件の確保と安全管理等を徹底すること。

<現況・課題>

経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとされていますが、国際情勢の緊迫化に伴う原油・原材料や物価の高騰、後継者対策や物流問題等により地域経済は疲弊し深刻な状況が続いています。複数の要因が重なる深刻な状況において、地域経済を支える事業者等に対する事業継続や事業再構築等の支援の実施が必要です。

長野県では、大学進学や就職を契機とした県外への転出が多く、さらに、UIJ ターンする際の雇用の受け皿が少ないため、人材が大都市に流出しています。

一方で、コロナ禍を経て、都市部の過密リスクが認識され、テレワーク等による多様な働き方の増加もあり、地方回帰の機運が高まっています。これを好機として、地方への新たな人の流れを創出するため、移住人材と事業者の双方が活用しやすい仕組みづくりを進めることが重要です。

日本で就労する外国人は、令和 6 年 10 月末時点で約 230 万人と過去最高を記録しています。外国人が適切に行政サービスを享受し、共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、責任ある社会の構成員としての行動を促すことにより、外国人を含む全ての人が安全・安心に暮らすことができる社会を形成していく必要があります。

7 産業振興対策の推進

<提案・要望内容>

1 農業・農村施策の推進

- (1) 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。
- (2) 日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務分担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運用できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。特に多面的機能支払交付金については、農地・農業用水路等の保全を推進するため、支援策の充実・強化を図り、施設の長寿命化等に対する必要な財源を確実に確保すること。
- (3) 農業経営の安定的な経営と競争力の強化を図るため、燃料、資材、飼料、肥料等の価格の急激な高騰により農家の経営が深刻な影響を受けていることから、補填対策等の拡充を行うこと。
- (4) 新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、年齢制限等の交付要件の緩和に加え、交付額を拡充し、所要額を十分確保すること。
また、一層活用しやすい制度の運用を行うこと。

2 森林・林業対策の推進

- (1) 森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧等を図るため、主伐、再造林による適切な更新を促進するとともに、間伐、路網整備等に必要な森林整備事業予算の拡充を図ること。
また、森林整備は傾斜による違いなどで労働生産性が大きく異なるため、自然条件や社会的条件が不利な地域でも事業が実施できるよう、地域の実情に合わせた支援の強化を図るとともに、林業事業体への支援及び活用を強化すること。
- (2) 林業の担い手確保のための支援や、労働安全衛生対策の支援を強化し、林業従事者が安定して働くことができるよう支援を講ずること。
また、スマート林業を推進するため、低廉な機器の開発及び普及を進めるとともに、一層活用しやすい環境を整備すること。
- (3) 国産木材の利用を推進するため、公共・公用施設への利用に対する財政支援を拡充するほか、企業等民間における利用についても促進させること。
また、地域循環型社会の形成のため、木質バイオマス活用の促進に係る財政支援を拡充すること。

3 観光振興対策の推進

- (1) 地域への経済波及効果の高い観光産業の活性化に向けて、インバウンド等の多様な旅行需要に対応できる受入環境を整備するとともに、国内外に対する誘客の強化を図ること。

また、観光産業の人材不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上や外国人材を含む人材確保への支援を充実させること。

- (2) 観光需要の変化に対応した観光地域づくりなど、町村の特色ある地域資源を生かした観光振興事業に対する交付金制度の創設など財政支援を図るとともに、山岳高原等において情報通信格差が生じることが無いよう、通信基盤の整備を促進すること。

また、自然環境の保全や、地域文化財の保全及び観光事業への活用を図るための施策に対する財政支援を図ること。

- (3) 自治体所有のスキー場の環境整備を進めるため、観光その他の事業債に対する交付税措置や幅広い事業者が活用できる補助制度の拡充・創設など地方財政措置の充実を一層強化するとともに、投資を促進するための施策を実施すること。

また、冬の観光産業を支えてきた地域のスキー場が、インバウンドも含めたスノーリゾートとして対応できるよう、老朽化した索道施設等の更新・導入等への助成制度の創設や誘客促進のための情報発信など、事業継続や活性化に向けた取組みに対する支援を推進すること。

＜現況・課題＞

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしております。しかしながら、食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化等、大きく変化しています。

また、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加等により、農業は危機的状況にあります。新規就農者の就農後の定着促進を図るとともに、担い手の育成や後継者確保のための環境整備にかかる支援制度の充実など積極的な施策が求められています。

農業が今後も持続的に営まれ、安全・安心な食料の安定供給と食料自給率の向上に資するよう、農地や老朽化した農業用水利施設をはじめ、農村の基盤整備を継続的に行っていく必要があります。

山林の荒廃を食い止め、森林資源の活用による地域産業の活性化を図るうえで、森林整備は喫緊の課題となっています。

主に、森林組合をはじめとした事業体が、森林整備を実施していますが、補助事業の事業単価が低いため、林業が産業として成り立ちにくくなっており、経営状況が悪化しています。

そのため、補助事業の事業単価を実態に応じた価額に上げるとともに、急傾斜地等、自然条件や社会的条件が不利な地域においても事業が継続できるよう積極的な支援が必要です。

また、林業従事者は減少傾向で推移しており、既就労者も高齢化が進んでいます。一方、環境問題への関心や自然志向の高まりを背景にして、若年層の林業への関心が深くなってきており、新規就業者を定着させていくためには、賃金を上げるとともに、安全で働きやすく魅力ある職場づくりなど、林業における働き方改革を行っていくことも重要です。加えて ICT 等の先端技術も積極的に活用し、持続可能な森林整備の体制を構築することが必要です。

地域の食や景観、文化芸術等の地域資源に対する国内外の評価は着実に高まっており、2024年には訪日外国人旅行者数が過去最高となるなど、観光産業は地域経済の活性化や雇用創出が強く期待される分野となっています。

観光産業の一層の発展のためには、地域独自の観光資源を活用した観光サービスの高付加価値化が必要不可欠であるため、地域の特色ある取組みに対する支援を充実させることが望まれます。

また、長野県は優れたスノーリゾートとして発展してきましたが、近年、趣向の多様化、若年層の減少などにより県内のスキー産業は低迷が続いております。加えて、近年の雪不足や新型コロナウイルス感染症の影響により、スキー産業は更なる打撃を受けております。

このような中、今後もスノーリゾートとしての長野県の魅力を向上させていくため、スキー場を抱える地域を支援する必要があります。

8 道路の整備促進

＜提案・要望内容＞

- 1 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図ること。
- 2 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
- 3 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるとともに、県が管理する国・県道の整備及び日常的な維持管理が促進されるよう必要な財源並びに人的体制を確保すること。また、安全・観光の面から歩道・信号機等についても地域の要望に応じた設置を促進すること。
- 4 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進や安全確保を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等については更新を含めた建設・改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。
また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。
- 5 急峻な地形を通る国道等においては、雨量規制区間が存在し通行止め等が発生することで地域の生活や産業活動に支障をきたしているため、こうした区間の雨量規制の緩和及び解消に向けた技術的・構造的対策の推進を図るとともに、道路の信頼性向上のため必要な財源を確保すること。
- 6 能登半島地震を教訓とし、幹線交通網や緊急輸送路、災害・事故発生時における代替ルートの整備、及び集落が点在する地域の生活道路の早期復旧・アクセス改善などの多様な交通経路の確保・改善に向けて、必要な財源を確保し、継続的な支援を行うこと。
- 7 重要物流道路及びその代替・補完路の指定に当たっては、地域の意見を十分に反映すること。また、指定された該当道路の機能強化及び整備促進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

- 8 「緊急自然災害防止対策事業」は、道路の法面・盛土の災害防止や構造物の予防保全、渡河部の橋梁や河川近接道路の流失防止など、町村が実施する防災・減災対策を柔軟に支援する有効な制度であり、更なる防災・減災・国土強靱化の推進に向け、対象事業の拡充と財政措置を強化するとともに、制度の延長または恒久化を図ること。

＜現況・課題＞

道路は、産業の発展や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未改良区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の配当額が要望額に満たない状況にあり、道路建設に当たっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推進していく必要があります。

9 河川・砂防施設の整備促進

＜提案・要望内容＞

- 1 治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめ、護岸の整備や堆積土砂の撤去、樹木伐採等の流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 地方の意見や実績を十分踏まえ、上下流、右左岸のバランスを考慮しながら、直轄事業を着実に進めるとともに、洪水時の災害対応等を迅速かつ的確に実施するため千曲川等の河川について国による一元管理化を図ること。
- 3 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修への更なる財政支援等の拡充を図ること。
- 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設の整備や深層崩壊対策など、土砂災害対策等を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- 5 土砂災害特別警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の安全を確保するため、優先的・計画的に砂防事業等を推進すること。
- 6 老朽化が進む既存の砂防、地すべり、急傾斜施設等の機能回復・向上を図るため、施設の維持管理に必要な予算を確保し、事業を推進すること。

＜現況・課題＞

長野県は、千曲川、木曽川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題です。また、河川内に自生する雑木の伐採等の維持管理についても、防災上や景観上の観点から伐採等の適切な管理が求められています。

また、長野県は急峻な地形と脆弱な地質のため、全国的に見て土砂災害危険箇所が多く分布しています。

土砂災害の被害は激甚化の一途をたどっており、今後の気候変動によりさらに深刻化することが危惧されているため、土砂災害防止施設の強力な整備促進が求められています。